

平成23年度住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金について よくある質問

(平成23年10月1日現在)

制度全般

1-001 平成23年度の補助金は、平成22年度の補助金とどう違いますか？

対象システムの1kWあたりの上限金額をはじめ、各提出書類の名称、提出期限等の考え方などで異なっている点がありますので、ご注意ください。詳細は「住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金の手引き」でご確認ください。

※栃木県ホームページ>くらし・環境>環境>温暖化対策>平成23年度住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金について

1-002 今年度の補助金の予定件数はどのくらいですか？4期にわかれているが、1期ごとに件数がきまっているのですか？

4期総数で3,000件(2億2,500万円)を予定しています。(年間で3,000件に達した時点で終了になります。)

1-003 補助金はいくらもらえますか？

太陽光が1kWあたり20,000円で上限が60,000円。高効率給湯器が1件あたり15,000円(複数の高効率給湯器を設置した場合でも1件の設置とみなします)。合計で最大75,000円になります。

1-004 他の補助金と一緒に申込は可能ですか？

当事業は国の地域グリーンニューディール基金を財源としているため、当補助金を受給した場合、他の国庫補助金を受給できなくなる場合があります。(平成23年4月1日現在で、経済産業省の高効率給湯器(エネファーム)に関する補助金については、併用ができないこととされています。)

当補助金自体に他の補助金との併用禁止規定はありません。

他の補助金の併用規定をご確認ください。

1-005 平成23年度の申込書等が欲しいのですが、どのように請求したらよいですか？

栃木県のホームページからダウンロードしていただくか、窓口を用意してありますので取りに来ていただければお渡しできます。

※栃木県ホームページ>くらし・環境>環境>温暖化対策>平成23年度申請書類等ダウンロード

1-006 今回太陽光発電システムだけを設置するのですが、対象になりますか？既に高効率給湯器は設置してあります。

対象外になります。太陽光発電システムと高効率給湯器を同時期に設置する方が対象になります。

太陽光発電システムまたは高効率給湯器のどちらか一方でも申込前に設置済みの場合は補助金の対象になりません。補助対象となるシステムは、新品(中古品不可)で着工前であることが条件ですので、補助金申込が受理されてから着工いただく必要があります。工事着工後の申込は対象外となります。

※県では、一般家庭における太陽光発電システムと高効率給湯器の普及を支援し、再生可能エネルギーと省エネルギーの促進を図り、地球温暖化の防止及び県民の環境保全意識の高揚を図ることを目的としています。

1-007 住宅と店舗が一緒になっていますが、対象となりますか？

当補助金は住宅用太陽光発電システム及び高効率給湯器が対象となっておりますので、住居も兼ねている店舗等に設置する場合は、対象となります。店舗等での電力の使用は対象外となります。

1-008 連系点(分電盤の設置場所)を申込者の居住している母屋にして、その敷地内の住居として使用していない建物(納屋やガレージの屋根など)に、太陽電池モジュールなどシステムの一部を設置した場合は対象となりますか？

対象となります。太陽光発電で得られた電力を申込者の住居で使用し(連系点があり、申込者が電力受給契約者であること)、そこに住民票がある場合、太陽電池モジュールの設置場所が申込者の居住している建物でなくても申請は可能です。なお、設置場所の建物が申込者の所有でない場合は、太陽電池モジュールを設置する建物の所有者の承諾が必要となります。

1-009 地面に置くタイプの太陽光発電システムも対象ですか？

住宅の電力用として設置される場合は対象となります。
この場合も 1kW 当たり 65 万円以下の対象システムであるなど、ほかの条件に適合している必要があります。

1-010 申込者が、アパートを所有していて、その屋根に太陽電池モジュールを設置する場合は対象になりますか？ 共用部分は対象ですか？

太陽光で発生する電力を申込者本人が使用する場合(電力受給契約者が申込者本人)であれば対象となります。申込者以外の方が太陽光で発生する電力を使用する場合は対象外となります。
共用部分に関しても電力受給契約者(申込者本人)が明確になっている場合、対象となります。
高効率給湯器に関しても申込者本人が使用する場合に対象となります。
このような条件での設置の場合に電力の受給契約が可能かどうかは、管轄の電力会社にあらかじめご確認ください(報告時に必ず電力会社からの発行される電力受給契約のご案内等の書類の写しが必要となります)。

1-011 建売の場合は、申込が可能ですか？

建売の場合には、売買契約書の添付が必要になり、申込受理日以降に建物引渡しを行っていただく必要があります。ただし、太陽光発電システム及び高効率給湯器が未使用の場合に限ります。補助金申込受理日前に引渡しされると中古とみなされ対象外となります。太陽光発電システムに関しては、引渡し前に系統連系されている場合及び過去に系統連系されていた場合は中古とみなされ対象外となります。

1-012 モデルハウスとして使用した後にお客様に販売する予定ですが、その場合は補助金の対象となりますか？

建てられた時に住宅販売会社が補助金の申込をすることは出来ません。
ただし、太陽光発電システムと高効率給湯器が共に未使用であって、お客様がモデルハウスを建売住宅として購入した場合には補助金の対象となります。太陽光発電システムに関しては、展示の際に「自立運転機能」等を使用することにより、系統連系せずに発電状況をお客様に見ていただいているものであれば未使用とみなし対象となります。

1-013 別荘に設置する場合は対象になりますか？

実績報告までに栃木県に在住していること及び対象システムを設置する建物が栃木県内に存在している場合に対象となります。

1-014 2世帯住宅の場合、それぞれ申込はできますか？

対象システムの契約者及び電力受給契約者が世帯ごとに別であれば、それぞれ申込できます。

1-015 住宅ローンを使って太陽光発電システムを含む住居を新築します。ローン減税も受けるつもりなのですが、補助を受けるにはどのような条件がありますか？

住宅ローン減税は、国の住宅取得に対する税制優遇措置です。当補助制度も国からの助成ですので、重複して受益することはできません。それを避けるために今回の住宅購入に際し要した費用から、住宅ローン減税の適用分を除いた金額が、対象システムの補助対象経費を超えている必要があります。住宅ローン減税の詳細につきましては、管轄の税務署にお尋ねください。

1-016 申込者が、住居の所有者で電灯契約者でもあるのですが、工事の契約は家族(申込者以外)でも対象となりますか？

当補助金での申込者は、電力受給契約者及び工事契約者(注文者)と同一である必要がありますので、この状態では対象となりません。電力受給契約者と対象システムの工事契約者(注文者)を同一の個人にした上で、その方が申込者としてください。

1-017 現在エコジョーズを使用しているのですが、エコキュートに買い替える場合は、対象となりますか？

CO₂の削減効果が得られる場合が対象となります。高効率給湯器から高効率給湯器への取り換えの場合の排出量の計算については県へお問い合わせください。
太陽光発電システムの同時期設置も条件になります。

1-018 電力受給契約の申込について補助金を受ける上で、期日などの規定はありますか？

電力受給契約の申込を工事着工前にしていただくことは可能ですが、電力会社からの発行される書類(電力受給契約のご案内等)に記載された電力受給開始日が工事着工日以前の日付にならないようご注意ください(工事着工日は補助金申込受理日以降に設定していただく必要があります)。この日付が工事着工日以前になってしまった場合、検針票など実際の電力受給開始日を証明する書類の提出が必要となります。

1-019 日本国籍を持たない外国人です。申込可能ですか？

税金を納めていて、県内に永住(少なくとも太陽光発電システムの法定耐用年数である17年間以上滞在し、保持、管理していただく)予定の場合は、申込可能です。この場合、補助金交付申請書(兼完了報告書)に添付する必要がある住民票に代わり、市町村の発行する登録原票記載事項証明書を提出していただくこととなります。

1-020 メーカー各社、取扱店は手続代行を行えますか？

対象システムを申込者本人に販売し、領収書の発行ができる業者に手続きを委任することができます。太陽光発電システムと高効率給湯器の請負(販売)業者が別の場合には、どちらか1事業者に決めて委任してください。また、行政書士または行政書士法人に書類の作成等手続きの代理を依頼することができます。それ以外の方は手続代行を行えません。

1-021 工事請負者ではない第三者ですが、手続代行者として手続代行を行えますか？

補助金の申込手続きはご本人、工事請負業者（販売店）以外に、行政書士または行政書士法人に書類の作成等手続きの代理を依頼することができます。この場合、行政書士の資格を証明する証票の写しを添付してください。

1-022 現地調査を、行うことはあるのですか？

現地調査は、必要に応じて行う場合があります。その際には、ご協力をお願いします。

1-023 申込者の印鑑は実印ですか？

認印で結構ですが、スタンプ印（シャチハタなど）は使わないでください。

1-024 書類を送付する場合はどのような方法で送ればよいですか？どこに送ればよいですか？

申込書類等は、配達記録が確認できる方法でご送付ください。送付先は栃木県温暖化防止活動推進センターです。

1-025 書類をFAXで送ってもいいですか？

提出書類のFAXでの受付は行っておりません。窓口にお持ちいただくか郵送してください。

補助金申込について

2-001 申込者住所とは、システムを設置する住所ですか？現住所ですか？

現在、住民票のある住所をご記入ください。対象システムを設置する場所が、現在の住民票がある住所と異なる場合は、[太陽光発電システム概要書](様式1の別紙2)の2ページ目の「1.対象システムの設置を予定する住所」欄で「その他」の項目にチェックを入れ設置予定の住所を記入してください。

なお、仮住まい等で補助金受理通知書の送付先が異なる場合は、様式第1の別紙2の1ページ目の「補助金申込受理通知書送付先住所」に、送付先住所を記入して提出してください。

2-002 同一住所に新築で建替えるため、住民票はそのまま仮住まいの場合、申込者住所は新築住所ですか？または仮住まいの住所ですか？

同一住所で建替えの場合は、申込者住所は現在住民票(建替え中の住所)がある住所とし、仮住まい中の住所を[太陽光発電システム概要書](様式第1の別紙2)の1ページ目の「補助金申込受理通知書送付先住所」に、送付先住所を記入して提出してください。

2-003 新築で、システムを設置する住所の住居表示が確定していません。「対象システムの設置を予定する住所」にはどう書いたらよいですか？

申込時に分かる範囲での住所(地番表示等)を記入してください。契約書に地番表示などで記載してある場合、その住所を記入してください。

※土地区画整理事業地等の住所や地番が複数にまたがっていて複数地番が記載してある場合など

2-004 申込者が設置する建物の所有者ではない場合、どのような手続きが必要ですか？

[太陽光発電システム概要書](様式第1の別紙2)の2ページ目の「2.対象システムの設置を予定する建物の所有者」とある所有者欄に所有者名を記入し、「承諾書」を添付してください。

所有者が複数の場合は、「承諾書」は1名ごとに作成してください。

2-005 敷地内ですが番地の違う納屋の屋根に太陽電池モジュールを設置し、発電した電気を自宅で使おうと思います。この場合、システムを設置する住所というのは、太陽電池を設置する納屋の住所ですか？電気を使用する自宅の住所ですか？

システムを設置する住所は、システムを使用する(連系ポイントのある)住所となります。

この場合は、使用場所が自宅ですので、自宅の住所を記入してください。

2-006 太陽光発電システムの補助対象経費にモニターは含まれますか？

オプションのモニターは含まれません(一部対象のものもあります)。対象外のものとパワコンなどをつなぐケーブルや工事費も補助対象経費に含まれません。

※ただし、稼動時に最低限必要とされた機器は対象となる場合があります。詳しくは、J-PECのホームページ「補助対象経費の対象製品と対象外製品に関してのご案内」のページでご確認ください。

2-007 申込時に契約書を提出しますが、内訳等に対象システムの工事に関する記載がないのですがどのような書類を提出すればよいですか？

契約書の写しには、補助対象となる太陽光発電システムおよび高効率給湯器の金額、内訳、工期が必要となります。契約書に記載がない場合、「工事内訳書(太陽光発電システム分および高効率給湯器分)」を提出してください。

2-008 工事請負契約書ではなく、「注文書」と「注文請書」で申込可能ですか？

「注文書」と「注文請書」の両方の写しを提出いただければ受付可能です。その際、「注文書」には注文者(申込者)の捺印が、「注文請書」には請負業者の社印または代表者印があり、収入印紙が貼付されていることが必須です。

※収入印紙に消印は必須です。

高効率給湯器に関しては、機器をネット購入した等の理由で契約書(注文書及び注文請書)がない場合に限り、「見積書」を提出していただければ受付可能です。ただし、工事費に関しては、契約書(注文書及び注文請書)を提出してください。

2-009 契約書で一括値引きしておりますが、申込書にはどのように記入すればよいですか？

実際に販売した価格(値引き後の価格)の内訳をご記入ください。契約書には一括値引きとして記載してあって、各項目の値引き後の価格の記載がない場合は、実際の金額を示した「工事内訳書(太陽光発電システム分および高効率給湯器分)」を添付していただき、申込書と整合性のある状態で提出してください。

2-010 契約書が連名ですが、どのような書類を提出すればよいですか？

「連名用の工事内訳書(太陽光発電システム分および高効率給湯器分)」を提出してください。

ただし、太陽光発電システムおよび高効率給湯器のみ(補助対象経費と同額)の契約で連名の場合は、申込者1名で太陽光発電システムおよび高効率給湯器の契約をした証明になりませんので対象外になります。

2-011 太陽光発電システムの工事と高効率給湯器の工事を行う業者が異なりますが、対象になりますか？

対象となります。太陽光発電システムの契約書(必要に応じて工事内訳書)と高効率給湯器の契約書(必要に応じて工事内訳書)を添付してください。

2-012 補助対象経費には、何が含まれますか？

対象システムを動かすために必要なものは全て含まれます。

[太陽光発電システム]

太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器(サービスマスター)、設置工事に係る費用、配線・配線器具の購入・据付

[高効率給湯器]

・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)・・・機器費(ヒートポンプユニット、貯湯タンク、台所リモコン及び風呂リモコンの購入費)、設置工事に係る費用

・潜熱回収型給湯器(エコジョーズ、エコフィール)・・・機器費(本体購入費)、設置工事に係る費用

・ガスエンジン給湯器(エコウィル)・・・機器費(ガスエンジンユニット(付属品を含む。))及び貯湯ユニット購入費)

・燃料電池システム(エネファーム)・・・機器費(燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品)、設置工事に係る費用

ただし、メーカーがオプションとして設定しているものは、対象外です。

※「栃木県住宅用太陽光発電システム等設置支援事業実施要綱」の7頁の別表1、2を参照してください。

2-013 各種申請手続き、系統連系の立会、工事保険などの諸経費、手続きの代行費などは、補助対象経費に算入できますか？また、どこに記入すればよいですか？

各立会費、諸手続き代行費などの諸経費は、「設置工事に係る費用」に含めてください。

なお、申込者が任意で加入するシステム10年保証等の保証料は補助対象経費とはなりません。

2-014 余剰電力販売用電力量計は、どういった理由で含まれないのでしょうか？

所有権が電力会社(東京電力)となっているか、交換費用を電力会社(東京電力)が負担するためです。

2-015 補助金の対象となる太陽電池モジュールの適合機種とはどのようなものですか？また、設置しようとしている太陽電池モジュールが適合機種かどうかを確認することはできますか？

太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)が実施する補助事業と基本的に同じ要件です。J-PECのホームページ「太陽電池モジュール型番検索」のページで検索していただくか、窓口にお問合せ下さい。

2-016 住宅の新築と対象システムの設置を同時期に行う場合、工事着工日は住宅の建築を始めた日となりますか？あるいは対象システムの設置にかかわる工事を始めた日となりますか？完了日についてはどうでしょうか？契約は新築工事としてすべて含んだものです。

工事着工、完了ともに、補助対象システムの工事に関する部分で判断してください。太陽光発電システムの工事着工予定日はラックの取り付けやケーブル敷設など、関連工事が開始される日、工事完了予定日は関連工事が完了する(系統連系ができる状態になる)日としてください。高効率給湯器に関しても同様に、対象システムの工事に関する部分で判断してください。

2-017 契約書の工事請負業者の営業所の名称が変わりました。どうしたらよいですか？

名称が変更されたことを証明する書類(ご案内文等)を添付してください。

2-018 新築の場合、電力受給契約は建物引き渡し後になりますが、申込時の電力受給契約者は、その予定者で良いのですか？

実際に電力受給契約される予定の方であれば問題ありません。

2-019 市町発行の納税証明書の税目は何が記載されていればよいのか？

市町の住民税(市県民税、町県民税等)の記載が必要です。平成23年9月30日までに証明を受ける場合は平成22年度課税分を、平成23年10月1日以降に証明を受ける場合は平成23年度課税分を取得してください。

2-020 住民税が非課税のため、市町発行の納税証明書が取れません。どうしたらよいですか？

非課税証明書または課税証明書(非課税の証明がされているもの)が必要です。県税事務所発行の納税証明書も必要です。

2-021 県税事務所発行の納税証明書の税目は何が記載されていればよいのか？

県税事務所発行の納税証明書は、個人住民税以外の全税目になります。個人により税目は異なります。各県税事務所の窓口にて、栃木県の太陽光発電システム等補助金申込に使用する旨を伝えていただき請求してください。

2-022 納税証明書はなぜ市町発行のものと県税事務所発行のものが必要なのですか？

市町発行の納税証明書は、個人住民税(市民税又は町民税と合わせた県民税)分になります。県税事務所発行の納税証明書は、個人住民税以外の県税の完納証明になります。よって市町発行のものと県税事務所発行のものが必要になります。

2-0234 栃木県外に住んでいるのですが、現在住んでいるところの納税証明書でよいですか？

新築住宅等の場合で現在県外に在住している場合は、県内の納税義務が発生しませんので、現在の居住地の住民票を提出してください。(交付申請(兼実績報告)までに栃木県内に住民登録していただく必要があります。)

2-024 最近、栃木県に転入しました。納税証明書が発行されないのですがどうしたらよいですか？

平成22年1月2日以降に県外から転入された方は、市町の住民税の納税証明書が出ませんので、代わりに現在の居住地の住民票を提出してください。県税事務所の発行する納税証明書は必要です。

2-025 市町発行の納税証明書に未納額があります(納期未到来額と未納額が不一致)。払っているはずですが、何故ですか？受理してもらえますか？

給与から住民税が引かれていて、勤務先が一括して収めている方は、納税証明書に反映される時期と勤務先から納税する時期がずれる(遅れた)場合にこのようなことが起こります。このままでは、未納がある事になってしまいますので、各市町でその旨の証明(納税証明書に記載等)してもらったものを提出していただくか、完納になった状態のものを提出してください。

2-026 納税証明書は税務署で発行してもらえますか？

税務署発行の納税証明書は国税分になります。県税事務所および各市町で取得してください。

2-027 県税事務所はどこにありますか？

宇都宮県税事務所(栃木県庁河内庁舎)・・・管轄区域:宇都宮市、上三川町
鹿沼県税事務所(栃木県庁上都賀庁舎)・・・管轄区域:鹿沼市、日光市、西方町
真岡県税事務所(栃木県庁芳賀庁舎)・・・管轄区域:真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
栃木県税事務所(栃木県庁下都賀庁舎)・・・管轄区域:栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町
矢板県税事務所(栃木県庁塩谷庁舎)・・・管轄区域:矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
大田原県税事務所(栃木県庁那須庁舎)・・・管轄区域:大田原市、那須塩原市、那須町
安足県税事務所(栃木県庁安蘇庁舎)・・・管轄区域:足利市、佐野市
当補助金に使用する納税証明書は、上記7か所のうち、申込者居住地を所管する県税事務所で申請してください。

2-028 高効率給湯器概要書(様式第1の別紙3)の2項のチェック欄はどういう意味ですか？

既築の場合は、現在使用している給湯器の種類をチェックしてください。新築・建売の場合は、もし当補助金がなかった場合に従来型の給湯器でどの種類を設置していたかをチェックしてください。これによりCO2削減効果を得られたかどうかの判断をします。

このチェック欄が高効率給湯器等のその他の給湯器ですと対象外となる場合があります。(CO2削減効果を得られない場合。)

2-029 高効率給湯器概要書(様式第1の別紙3)の「6. 給湯器の概要」の型式の記入欄はヒートポンプユニットと貯湯ユニットを別々に記入すればよいですか？

CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)及び潜熱回収型給湯器(エコジョーズ・エコフィール)の場合は、ヒートポンプユニットの単体の型式ではなく、ヒートポンプユニットと貯湯ユニットをセットとした本体型式(システム型式・セット型式等)を1段目に記入してください。2段目は無記入のまま提出してください。

ガスエンジン給湯器(エコウィル)及び燃料電池システム(エネファーム)の場合は、本体型式を1段目に記入し、貯湯ユニットの型式を2段目に記入してください。

2-030 申込書に記入した内容の訂正方法を教えてください。

可能な限り訂正印の無い状態に再作成して提出してください。

訂正の場合は訂正箇所には二重線を引き、申込者記載分(様式第1、様式第1の別紙1～3)は様式第1に使用した申込者の印鑑と同じ印鑑で訂正印を押してください。添付書類(工事内訳書等)に関しては、作成者(工事請負業者)の印にて訂正してください。設置承諾書は承諾者の印鑑で訂正してください。

修正液等での訂正は、認められません。

2-031 申込書を提出してどのくらいで着工可能になりますか？

窓口で書類を受理されれば、その日以降の着工が可能です。(書類に不備がない状態で受理となります。)

2-032 書類は提出すれば受理となるのですか？

書類に不備がない状態で受理となります。不備がある場合には窓口からご連絡差し上げますので、速やかに対応をお願いします。書類不備で審査に時間がかかり、工事着工に影響する場合があります。

受理になった場合のご連絡は差し上げません。ご連絡いただければ、受理確認の回答は可能です。

2-033 受理通知はどのくらいで届きますか？

受理通知は窓口で書類が受理されてから2～3週間後に申込者様宛に届きます。

着工に関しては、窓口で受理になれば着工は可能です。

実績報告に関しては、受理通知が届いてからの報告になります。(受理通知に受理通知日等の記載があります。)

補助金交付申請(兼完了報告)について

3-001 補助金交付申請書(兼完了報告書)提出期限について教えてください。

補助金申込書を受け付けた期別ごとに異なります。

第1期・・・(既築・建売)平成23年 8月31日 (新築)平成23年10月31日
第2期・・・(既築・建売)平成23年11月30日 (新築)平成24年 1月31日
第3期・・・(既築・建売)平成24年 2月15日 (新築)平成24年 2月29日
第4期・・・(既築・建売)平成24年 3月15日 (新築)平成24年 3月15日

3-002 振込口座は、本人以外の名義の口座でも構いませんか？

補助金の振込みは申請者ご本人の口座にのみ行いますので、申請者以外の口座にお振込みは出来かねます。

3-003 補助金交付申請書(兼完了報告書)の「太陽光発電システム概要書」(様式第4の別紙2)の第二面(太陽光発電システムの概要・補助対象経費)は、申込時と同じであれば、何も書かずに提出すれば良いということですか？

補助金申込書と変更が無ければ、無記入のまま提出してください。

3-004 補助金交付申請書(兼完了報告書)に添付する住民票に必要な記載事項は何ですか？

補助金交付申請書(兼実績報告書)の申請者名と住所が確認でき、自治体証明印、発行日が明記されているものを取得してください。

なお、申請者本人のみ記載の住民票で結構です。なお、住民票の発行日は申請書の提出日から3ヶ月以内のものであれば、有効です。

世帯全員の住民票を取得した場合(複数枚になる場合)には、そのまま(ホチキスを外さずに)提出してください。申請者分だけをホチキスはずして提出したものは無効となってしまいます。

3-005 領収書の書式について教えてください。

領収書の書式は特に定めておりません。

申請者が補助対象経費を支払い、販売業者等が補助対象経費を受け取ったことが証明できるものとしてください。太陽光発電システムと高効率給湯器だけの工事の場合、対象システムの補助対象経費が分かるものとしてください。領収書では補助対象経費を確認しますので、但書に太陽光発電システム、高効率給湯器それぞれの補助対象経費の金額の記載をお願いします。

また、建物等の工事領収書に太陽光発電システムおよび高効率給湯器分を含む場合は、但書に「太陽光発電システムの金額 ****円を含む」及び「高効率給湯器(工事費含む)の金額 ****円を含む」といった内容を記入していただく必要があります。この場合の金額も補助対象経費が確認できるものとしてください。

領収書に対象システムの補助対象経費を明記することができない場合は、「太陽光発電システムに関する領収書内訳書」及び「高効率給湯器に関する領収書内訳書」を作成し、その元となる領収書とともに提出してください。

3-006 新築工事で建物を共有名義としたので、領収書が連名となっています。このまま添付してよいですか？

連名の領収書だけでは認められません。

「太陽光発電システムに関する領収書内訳書」(連名用)及び「高効率給湯器に関する領収書内訳書」(連名用)を作成し、添付書類として領収書とともに提出してください。申請者1名で補助対象経費分を支払った証明になります。

3-007 領収書の印と領収書内訳書の印(作成者印)は違っていてもよいですか？

領収書の印と領収書内訳書の印は同じものにしてください。

3-008 領収書内訳書は補助対象経費以外の費用も必要ですか？

領収書内訳書は太陽光発電システム及び高効率給湯器に関する費用(補助対象経費)を明確にするためのものなので、補助対象経費以外のものは明記する必要はございません。

3-009 頭金、中間金、最終金など、数回に分けて支払う場合、領収書はすべて必要でしょうか？

補助対象経費の金額の支払いがわかる領収書であれば、すべて提出していただく必要はありません。ただし、複数枚になる場合には、「太陽光発電システムに関する領収書内訳書」及び「高効率給湯器に関する領収書内訳書」を作成し、その元となる領収書とともに提出してください。

3-010 ローンで代金を支払う場合、領収書が出ない場合があると思うのですが、その際、報告書に添付する支払いを証明する書類はどのようなものになりますか？

当補助金においては、申請者宛の領収書(写し)の提出は必要ですので、必ず販売先が領収書の発行が出来るものを利用してください。

3-011 銀行振込明細書を領収書として提出することは可能ですか？

銀行振込の場合、振込明細書、入金明細書ではなく、必ず領収書を提出してください。ただし、複数枚になる場合には、「太陽光発電システムに関する領収書内訳書」及び「高効率給湯器に関する領収書内訳書」を作成し、その元となる領収書とともに提出してください。

3-012 設置写真の添付が必須となっていますが、どのような写真が必要ですか？

「建物の全体が写っている写真」、「太陽電池モジュール全ての枚数が確認できる写真」、「高効率給湯器の設置状況が確認できる写真(エコキュートの場合はヒートポンプユニットと貯湯ユニットが写っている写真)」が必要です。太陽電池モジュール全ての枚数が確認できる写真は、1枚に収まらない場合は複数枚にわたっても構いません。モジュールの枚数の確認が困難な場合は、システム配置図を添付してください。すべてカラー写真で提出してください。

3-013 システム配置図を添付すれば、設置写真は必要ありませんか？

システム配置図は、写真だけで太陽電池モジュール全ての枚数が確認できない場合に添付していただく補足資料です。「太陽電池モジュール全ての枚数が確認できる写真」は必ず必要です。全体が入っていないくても結構ですので、添付してください。なお、「建物の全体が写っている写真」、「高効率給湯器の設置状況が確認できる写真」の添付も必要です。

3-014 周りに家が密集していて、家全体の写真が撮れません。一部分だけでもいいですか？

モジュールが写っていない方向からでもよいので、家全体が写っている写真を提出してください。

3-015 「電力会社との受給契約書の写し」について、電力会社では契約書の作成は行わず「余剰電力の売買契約のご案内」と「電力受給契約申込書の控え」になるのですが、それで受理してもらえますか？

電力会社との受給契約書は、電灯契約者が申請者本人であること、また設置された対象システムが系統連系・逆潮流有りのシステムであることを確認するために提出いただくものです。系統連系ができることを確認した上で電力会社から発行された「余剰電力の売買契約のご案内」など、その内容が確認できる同等の書類でしたら受理可能です。「電力受給契約申込書の控え」のみの添付では電力会社による確認済のものとはなりませんので、受理できません。

3-016 建物所有者が2名です。高効率給湯器の保証書の写しは、連名でもよいですか？

この保証書が高効率給湯器の所有者が申請者1名である証明になりますので、連名ですと受理できません。

3-017 「出力対比表」とは何ですか？どこかからもらえるものですか？

各太陽電池モジュールの製造番号と個々の測定出力値等の一覧表で、必ず提出していただくものです。メーカーから発行される場合と、梱包材などについている製造番号票などから販売者(工事請負者等)が作成する場合があります。メーカーから所定の書式で発行されたものは、その写しを提出してください。梱包材などの製造番号票から作成する場合は、その製造番号票の写し(きちんと並べてコピーしたもの)も必要となりますので、作成した出力対比表と一緒にご用意ください。梱包材などの製造番号票から作成した出力対比表の販売店の印は朱印で押印してください。

3-018 実績報告書に記入した内容の訂正方法を教えてください。

可能な限り訂正印の無い状態に再作成して提出してください。

補助金交付申請書(兼実績報告書)様式第4の1ページ目については、訂正印を認めませんので再作成をお願いします。補助金交付(支出)に関する手続きのためです。

他の訂正の場合は訂正箇所にも二重線を引き、申請者記載分(様式第4の別紙1~3)は様式第4の1ページ目に使用した申請者の印鑑と同じ印鑑で訂正印を押してください。添付書類(領収書内訳書等)に関しては、作成者(領収書発行の業者)の印にて訂正してください。

修正液等での訂正は、認められません。

変更手続について

4-001 一度申し込んだ内容を変更できますか？

補助金申込受理決定後、補助事業変更申込により申込内容の変更が可能です。

- ・補助事業の工事完了期限または補助金交付申請(兼実績報告)期限の延長が必要な場合
- ・太陽電池モジュールの最大出力を変更する場合
- ・高効率給湯器の種類を変更する場合(エコキュート→エコジョーズ)
- ・その他、補助金交付算定額の変更を伴う変更をする場合

4-002 申し込んだ後に、完了予定日が変更になってしまいました。何か手続きは必要ですか？

補助金交付申請書(兼実績報告書)提出期限までに補助金交付申請書(兼実績報告書)が提出できる場合は不要です。

4-003 すでに第1期の申込で受理通知を受けていますが、太陽電池パネルの納入が大幅に遅れ、補助金交付申請書(兼実績報告書)提出期限までに設置が完了しそうにありません。どうしたらよいですか？

補助金交付申請書(兼実績報告書)の提出期限までに、「補助事業変更申込書」にて工事完了期限の延長および交付申請期限の延長が必要です。

但し、平成23年3月15日までに申請(兼完了報告)できない場合は、補助金交付対象外となります。

4-004 補助金交付申請書(兼完了報告書)の提出に支払いの関係で領収書が間に合いません。どうしたらよいですか？

補助金交付申請書(兼実績報告書)の提出期限までに、「補助事業変更申込書」にて交付申請期限の延長が必要です。

4-005 申込後に高効率給湯器のメーカーが変更になりました。変更申込は必要でしょうか？

メーカーが変更になった場合には変更申込は必要ありません。(昨年度は必要でした。)

ただし、高効率給湯器の種類が変更になった場合(エコキュート→エコジョーズ、等)は変更申込が必要です。

実績報告書には変更後の高効率給湯器(実際に設置した高効率給湯器)の型式、メーカー等を記載してください。カタログも添付してください。

4-006 補助対象経費が変更になりました。変更申込は必要でしょうか？

補助金交付額が変更にならない程度の軽微な変更であれば、変更申込は必要ありません。

実績報告書には変更後の金額を記載してください。

4-007 太陽電池モジュールの型式、枚数に変更になりました。変更申込は必要でしょうか？

太陽電池の最大出力(合計)が変われば、変更申込が必要になります。

実績報告書には変更後の金額を記載してください。

4-008 補助事業変更申込時に必要な書類は、何ですか？また、工事は継続してもよいですか？

申込時に提出いただいた契約内容と異なる場合(変更契約がある場合)は、変更事項が反映された工事請負契約書または変更契約書(必要に応じて工事内訳書)の写しなどを一緒に提出してください。
高効率給湯器の種類を変更する場合は、変更後の給湯器のカタログを提出してください。
工事は継続していただいても構いません。

4-009 補助金申込後に手続代行者を変更することはできますか？

委任状を改めて提出していただく必要があります。
委任状の記載方法は、新規の場合と同じですが、「を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。」の後ろに、「なお、従前の受任者〇〇〇〇については委任を解除しました。」と記載してください。

中止手続について

5-001 受理決定後に諸事情により太陽光発電システムの工事をやめました。この場合、何か届け出は必要ですか？

中止する場合には、「補助事業中止届出書」の提出が必要になります。

5-002 中止の手続きしたいのですが、契約を解約した関係で業者に代行業務を依頼することが難しいです。申込時は手続代行者を通して申込を行いました。中止届出は、申込者で行うことはできないのでしょうか？

中止届出は、手続代行者を通さず、申込者自身で行うことも可能です。